

第1813号
令和5年5月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 1

(民事)

- 事件が一人の裁判官により審理された後、判決の基本となる口頭弁論に関与していない裁判官が民訴法254条1項により判決書の原本に基づかないで第1審判決を言い渡した場合において、全部勝訴した原告が控訴をすることの許否（積極）
(令和4年(受)第324号・令和5年3月24日 第二小法廷判決 破棄差戻し)

◎最高裁判所裁判例要旨 2

(民事)

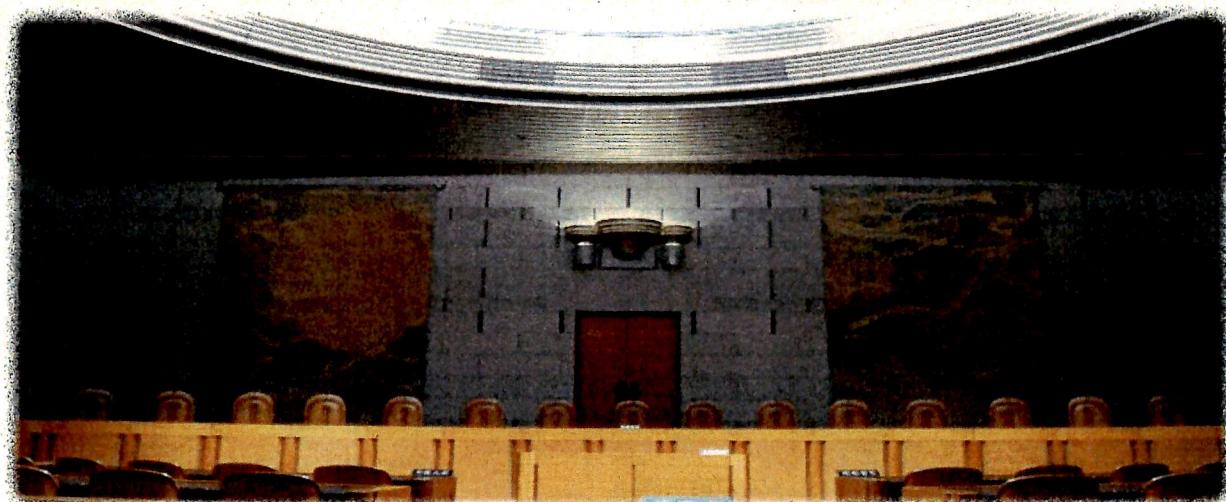
- 統合失調症の治療のため精神科病院に任意入院者として入院した患者が無断離院をして自殺した場合において、上記病院の設置者に無断離院の防止策についての説明義務違反があったとはいえないとされた事例
(令和3年(受)第968号・令和5年1月27日 第二小法廷判決 破棄自判)

◎記事 2

- 叙位・叙勲（2月分、死亡者のみ）
- 人事異動（4月2日～4月17日）

◎裁判所だより 3

- 「歴史と自然とともに暮らす街、静岡」（静岡地方裁判所）
- 「新庁舎が伝える知多半島の今昔」（名古屋地方・家庭裁判所半田支部、半田簡易裁判所）



裁判例

民事

◎ 事件が一人の裁判官により審理された後、判決の基本となる口頭弁論に関与していない裁判官が民訴法254条1項により判決書の原本に基づかないで第1審判決を言い渡した場合において、全部勝訴した原告が控訴をすることの許否（積極）

件名 共有持分移転登記手続請求事件

最高裁判所令和4年（受）第324号

令和5年3月24日 第二小法廷判決 破棄差戻し

上告人 X

被上告人 Y

原 審 大阪高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人北野幸一、同北野陽子の上告受理申立て理由二の2について

1 記録によれば、本件の経過は次のとおりである。

(1) 上告人は、被上告人に對し、遺留分減殺を原因とする不動産の所有権一部移転登記手続を求める訴えを提起した。

(2) 被上告人は、適式な呼出しを受けたにもかかわらず、第1審の第1回口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかった。本件は、第1審において一人の裁判官によって審理されていたところ、同裁判官は、上記期日において口頭弁論を終結し、判決言渡期日を指定した。

(3) 上記の指定に係る判決言渡期日において、上記口頭弁論に關与していない裁判官が、民訴法254条1項により、判決書の原本に基づかないで上告人の請求を全部認容する第1審判決（以下「本件第1審判決」という。）を言い渡した。

(4) 上告人は、本件第1審判決には民訴法249条1項に違反する判決手続の違法があり、これは再審事由（同法338条1項1号）にも当たるなどとして、本件第1審判決を取り消し、改めて上告人の請求を全部認容する旨の判決を求めて控訴をした。

2 原審は、本件第1審判決には上記の判決手続の違法があるものの、上告人の請求は全部認容されてい

るから、控訴の利益を認めることができず、本件控訴は不適法であるとして、これを却下した。

3 しかしながら、本件控訴が不適法であるとした原審の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

第1審において、事件が一人の裁判官により審理された後、判決の基本となる口頭弁論に關与していない裁判官が民訴法254条1項により判決書の原本に基づかないで第1審判決を言い渡した場合、その判決手続は同法249条1項に違反するものであり、同判決には民事訴訟の根幹に関わる重大な違法があるというべきである。また、上記の違反は、訴訟記録により直ちに判明する事柄であり、同法338条1項1号に掲げる再審事由に該当するものであるから、上記の第1審判決によって紛争が最終的に解決されるということもできない。

したがって、上記の場合、全部勝訴した原告であっても、第1審判決に対して控訴をすることができると言解するのが相当である。

そして、前記1の経過によれば、上告人は、本件第1審判決に対して控訴をすることができる。

4 以上によれば、本件控訴を不適法であるとして却下した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、改めて審理をさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 尾島 明 裁判官 三浦 守 裁判官
草野耕一 裁判官 岡村和美）

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 統合失調症の治療のため精神科病院に任意入院者として入院した患者が無断離院をして自殺した場合において、上記病院の設置者に無断離院の防止策についての説明義務違反があったとはいえないとされた事例

令和3年(受)第968号
令5・1・27二小判 破棄自判
裁判集民270号本誌1808号

統合失調症の治療のため精神科病院に任意入院者として入院した患者が、単独での院内外出（病棟から上記病院の敷地内への外出）を許可され、敷地外への単独での外出を許可されていなかったにもかかわらず、無断離院をして自殺した場合において、次の(1)～(3)など判示の事情の下においては、上記病院の医師が、上記患者に対し、上記病院においては、平日の日中は敷地の出入口である門扉が開放され、通行者を監視する者がおらず、任意入院者に徘徊センサーを装着するなどの対策も講じていないため、単独での院内外出を許可されている任意入院者は無断離院をして自殺する危険性があることを説明しなかったことをもって、上記病院の設置者に説明義務違反があったということはできない。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律37条1項の委任に基づき厚生労働大臣が精神科病院に入院中の者の処遇について定めた基準において、任意入院者は、原則として、開放的な環境での処遇（本人の求めに応じ、夜間を除いて病院の出入りが自由に可能な処遇）を受けるものとされており、当時の医療水準では無断離院の防止策として徘徊センサーの装着等の措置を講ずる必要があるとされていたわけでもなかった。
- (2) 上記病院においては、任意入院者につき、医師がその病状を把握した上で、単独での院内外出を許可するかどうかを判断していた。
- (3) 上記患者が、具体的にどのような無断離院の防止策が講じられているかによって入院する病院を選択する意向を有し、そのような意向を上記病院の医師に伝えていたといった事情はうかがわれない。

記事

◎叙位・叙勲（2月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和5年2月、死亡者のみ）」のとおり

◎人事異動

高知地方・家庭裁判所判事

前橋地方・家庭裁判所判事

稻田康史

(4月2日)

任期終了退官

奈良家庭・地方裁判所判事

中島 栄

(4月8日)

広島家庭裁判所長

高松高等裁判所判事

高山光明

高松高等裁判所判事

東京高等裁判所判事

佐藤正信

依願退官

広島家庭裁判所長

牧 真千子

(以上4月10日)

定年退官

東京簡易裁判所判事

山添春樹

(4月16日)

定年退官

大阪高等裁判所長官

後藤 博

(4月17日)

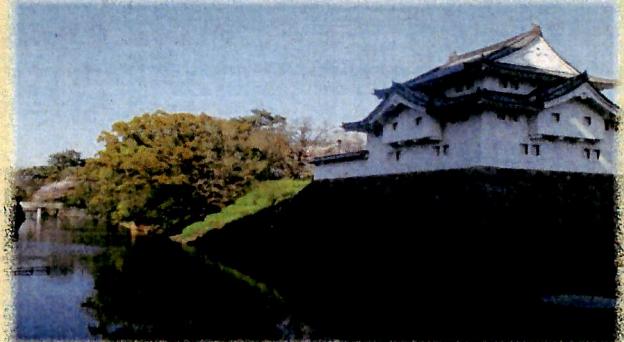
◎裁判所だより

「歴史と自然とともに暮らす街、静岡」

(静岡地方裁判所)

静岡地方裁判所のある静岡市は、年間平均気温が18℃前後で比較的寒暖差は少なく、温暖な気候に恵まれつつも、北は南アルプスから南は駿河湾に至るまで、豊かな自然環境に恵まれています。また、お茶や桜エビ、プラスチックモデルなど多様な産業や、登呂遺跡や久能山東照宮などの歴史的な遺跡・建築物も有しています。

この静岡市街地の原型は、徳川家康が造ったと言われています。家康は幼年期、壮年期、そして晩年と3度の期間を駿府（現静岡市街地）で過ごしました。このうち晩年にあたる慶長10年（1605年）に、将軍職を息子秀忠に譲った家康は、その翌年駿府を「大御所政治」の拠点の地と定め再び駿府に戻り、駿府城を拡張修築し、駿府の町割りや安倍川の治水事業などを行いました。静岡地方裁判所は、この駿府城の中堀と外堀の間に建っています。駿府城跡は現在、駿府城公園として市民の憩いの場として親しまれています。公園内には晩年の家康公の銅像が設置され、伝統的な木造建築工法を用いて、東御門や巽櫓（たつみやぐら）、坤櫓（ひつじさるやぐら）が復元されています。また、公園内の庭園では春は桜、夏は紫陽花、秋は紅葉、冬は椿など四季折々の花々を楽しむことができ、平成27年からは、東海随一の桜の名所とするための事業が始まり桜の植樹が進められています。さらに、例年約100万人が来場する静岡まつりも開催されています。静岡まつりでは「ここ駿府で徳川家康公が家臣を連れて花見をした」という故事にちなんで徳川家康に扮した有名人が駿府城下を練り歩く「大御所花見行列」が行われます。静岡まつりは、以前は、「大御所花見行列」を見て楽しむというものでしたが、平成8年からは、夜桜の中、市民総出で踊り歩く「夜桜乱舞」というイベントが導入され、市民参加型の祭りへと変容を遂げました。コロナ禍の影響で令和3年と令和2年は「夜桜乱舞」は行われませんでしたが、令和4年には3年ぶりに実施され、今年も大いに盛り上りました。また、夏の風物詩である安倍川の花火大会も昨年5年ぶりに開催され、街は活気をとり戻しています。



(写真は、駿府城公園内の坤櫓（ひつじさるやぐら）)

市民参加型の夜桜乱舞の導入に遅れること13年、平成21年に裁判所においても市民参加型の裁判員制度が始まり、その年の11月に裁判員法廷を備えた庁舎として竣工したのが、静岡地方裁判所庁舎です。庁舎の外観は日本建築の伝統的な構成要素である「格子」のイメージが取り入れられており、その大部分を覆うガラスが駿府城公園の豊かな緑を映し出しています。このように歴史的背景と調和しつつも季節・時間により移り変わる街の表情を引き立たせています。特に3月から4月にかけては、駿府城公園内に植えられた約500本の桜が満開となって庁舎内から一望することができ、風に舞い散っていく桜の花びらに包まれる庁舎は、目を見張るものがあります。

裁判所の前は、多くの学生の通学路にもなっており、「こんな歴史と街と調和のとれた職場で働きたい！」と思っている学生が、今日もまた一人いるかもしれません。



(写真は、静岡地方裁判所庁舎)

◎裁判所だより

「新庁舎が伝える知多半島の今昔」

(名古屋地方・家庭裁判所半田支部、半田簡易裁判所)

名古屋地方・家庭裁判所半田支部、半田簡易裁判所が位置する知多半島は、日本でも有数の窯業が盛んな地域であり、特に、半田市の西に隣接する常滑市は、日本六古窯の一つである常滑焼が平安時代から存在しています。この技術を応用し、明治・大正時代には、陶管やタイルの一大生産地となり、「焼き物のまち」として確固たる地位を確立しました。

裁判所のある半田市は、31の山車が大切に守られてきた「山車のまち」として知られており、例年3月から5月にかけて「春の山車祭り」が開催されます。この祭りの最後を飾る「亀崎潮干祭」は、海浜への勇壮な山車の曳き下ろしが有名で、国の重要無形民俗文化財やユネスコ無形文化遺産にも登録されています。さらに、5年に一度行われる「はんだ山車まつり」では、31の山車が横一列に並ぶ姿を見ることができ、絢爛（けんらん）豪華な山車のそろい踏みは、壮観そのものです。

半田市は、「ごんぎつね」や「手袋を買いに」で知られる童話作家、新美南吉の出身地でもあります。南吉は、生まれ育った里山での暮らしを多く描いており、どこか懐かしく感じられる里山の風景は、地域の方々の手によって、今でも大切に守られています。秋の彼岸花の時期には、「ごんの秋まつり」が盛大に行われ、300万本もの彼岸花が矢勝川を真っ赤に染める風景は、秋の風物詩となっています。

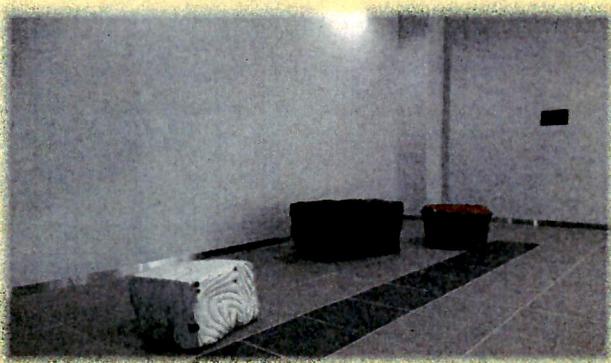
また、半田市を流れる半田運河周辺は、江戸時代を中心に、酒や酢などの醸造業や海運業で栄えました。現在でも、運河沿いに立ち並ぶ黒壁の蔵の風景が残り、歴史的な建造物も保存されているため、往時の姿を感じることができます。

このような情緒ある地域の一員である裁判所は、令和3年6月、新庁舎へと建て替えられました。新庁舎には、半田運河沿いに残る醸造蔵のイメージをモチーフとした濃色のタイルを使用することで、半田らしさが表現されています。さらに、白系のタイルを組み合わせることにより、建物全体として、端正で落ち着きのある外観となっています。



(写真は、名古屋地方・家庭裁判所半田支部、半田簡易裁判所庁舎)

庁舎1階ロビーには、旧庁舎から引き継がれた「月の椅子」という陶器のオブジェが三つ置かれています。これは、昭和45年に開かれた大阪万博の会場内に約100基設置された作品の一部で、アポロ宇宙船が持ち帰った万博の目玉「月の石」から発想を得て、当時の常滑の若手陶芸家たちによって製作されたものです。この「月の椅子」の万博への出展により、陶器産地としての常滑が世界的に高評価を受ける契機になりました。万博終了後は、地元の公共建築などに点在して保存されることになり、昭和47年に竣工した旧庁舎にも設置されたものです。新庁舎に引き継がれた「月の椅子」からは、今もなお、作家たちが万博に懸けた当時の熱い想いを肌で感じることができます。



(写真は、月の椅子)

(別紙)

叙 位 ・ 叙 熱 (令和5年2月、死亡者のみ)

元日本弁護士連合会常務理事	人 見 孔哉	2.13	従五位
釧路地方裁判所民事訟廷管理官	中 村 洋二	2.16	正五位 瑞双
元仙台地方・家庭裁判所調停委員	佐 藤 由美子	2.17	瑞单
福岡家庭裁判所少年首席書記官	福 田 興 児	2.24	従四位 瑞小
元広島高等裁判所岡山支部庶務課長兼主任書記官	奥 山 壮 一	2.24	正五位 瑞双